

海外に渡航されるお客さまへ

お申し込み以来、かわらぬお引き立てをたまわり、まことにありがとうございます。
当社では、海外赴任者や長期出張者、あるいはそれ以外の目的で海外に渡航される
お客さまにご安心いただけるサービスを心掛けています。

大切な保険契約を有効に継続していただくための重要な手続き等についてご説明します。
ご出発前に、ぜひ一度現在の保険契約内容と下記案内事項をご確認ください。

お客さまのますますのご健勝を心からお祈りします。


ご案内

- ・この案内は、将来帰国を前提とするお客さま向けの内容です。
海外に永住されるお客さまについては、一部お取扱でご希望に添えない場合もありますので、詳しくは
カスタマーセンターまたは取扱営業店にご相談ください。
- ・将来このお取扱や範囲が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

1. 海外渡航と生命保険契約

< 1 > 海外渡航中の保障

海外渡航中でも、保険契約が有効に継続されていれば、国内と同様に約款の規定に基づき、所定のお手続きに
より各種保険金・給付金等をお支払いします。


 「保険金・給付金などをお支払いできない場合」もありますので、詳しくは、約款（ご契約のしおり）
をご確認いただくか、カスタマーセンターまたは取扱営業店にご確認ください。

< 2 > 海外からの加入申込み

海外からの新規加入および保険金額の増額、特約の中途付加等のお取扱はできません。

あらかじめご了承ください。

渡航される前に現在の保険契約内容をご検討いただき、万全の保障を準備されることをおすすめします。

 渡航される国・地域、渡航期間、渡航先での勤務内容により、渡航前であっても
ご希望に添えない場合があります。

2. 海外渡航前の準備とお手続き —現在の保険契約を有効に継続していただくために—

< 1 > お手続き「海外渡航届」ご提出のお願い

海外渡航中、大切な保険契約をお守りするために、「海外渡航届」をご提出ください。

日本を離れている間の保険料のお払込みや、当社からの連絡のために、代理人を指定していただき、通信先住所
も代理人の方の住所に変更させていただきます。

 「海外渡航届」で代理人の方へ委任いただく事項

「海外渡航届」の提出により、下記について契約者に代わって代理人の方によるお取扱が可能となります。

- ・保険料のお払込みおよび国内口座の管理
- ・当社からの保険契約に関する通知の受理
- ・保険契約に関するお手続きの取次ぎ
- ・代理人住所変更についての当社への通知

< 2 > 海外渡航中の保険料のお払込み

(1) 口座振替

海外渡航中も継続的に保険料を振り替えることが可能な日本国内の銀行口座をお持ちの場合にご利用いただけ
ます。クレジットカードによるお支払も同様に継続していただけます。

(2) 郵便振替（払込用紙によるお払込み）

年・半年払の保険契約は、郵便振替用紙による払込方法をご利用いただけます。

なお、郵便振替用紙は、「海外渡航届」で事前にご指定いただく代理人の方の住所にお送りします。

(3) 勤務先での給与天引き

すでに給与天引きされている保険契約については、海外渡航中も勤務先での給与天引きが可能な場合は、
そのまま継続していただけます。


(4) 保険料をまとめてのお払込み

海外に渡航される期間分以上の保険料をまとめてお払込みいただく方法（前納・一括払）があります。

渡航期間中、日本国内での保険料お払込みが困難な場合はこちらの方法をご検討ください。

なお、保険料をまとめてお払込みいただきますと、保険料が割引となります。


 ご契約内容により、お取扱できない方法もあります。

 保険料のお払込みが途切れてしまうと大切な保険契約の保障は失われてしまいます。
渡航中の保険料のお払込みは、ご都合のよい確実な方法をお選びください。

< 3 > 渡航時に携行いただくもの

海外に渡航される際には、保険証券と約款（ご契約のしおり）をお持ちになることをおすすめします。

証券には保険契約内容が記載されていますので、海外在住中に保障内容を確認する必要が生じた場合や、
当社にお問い合わせいただく際に必要となります。

 保険契約の名義変更など契約保全上の重要な手続きについては、保険証券（原本）が必要となります
ので、あらかじめご了承ください。

3. 海外渡航中の保険金等の請求手続き

海外渡航中でも保険金・給付金等に関する各種お手続きをお受けします。
お申出は、事前に「海外渡航届」でご指定いただく代理人の方もしくは受取人ご本人からお願いします。

⚠ 注意事項（あらかじめご了承ください）

- <1>入院給付金・手術給付金等の請求に際しては、当社所定の「入院証明書（英文）」が必要です。
治療された病院の医師の記入、署名が必要です。
- <2>海外で入院された場合、帰国後でも入院給付金等を請求できます。
請求にあたっては、請求書類のほか入院・治療された病院または診療所発行の「入院証明書（英文）」（当社所定）が必要です。
入院等の事由が発生してから3年を経過してからの請求の場合、個別に事情をお伺いする場合があります。
※当社所定の「入院証明書（英文）」はホームページからダウンロードすることで取得可能です。
- <3>海外で死亡された場合、死亡保険金は日本国内でお受取人の方からご請求いただきますが、当社所定の「死亡証明書（死体検案書）」が必要です。
- <4>保険金・給付金等のお支払いは、日本国内の銀行に限ります。海外送金はお取扱していません。

4. 海外渡航中の契約保全に関するお手続き

海外渡航中でも契約に関する各種変更手続きをお受けします。契約保全上のお申出は、事前に「海外渡航届」で指定いただく代理人の方もしくは契約者ご本人からお願いします。

⚠ 主な手続きにおける注意事項

- <1>内容変更
海外渡航中は医的診査ができないため、約款の定めにかかわらず、保険金の増額や特約の中途付加等、お取扱ができない手続きがあります。
被保険者の方（こども保険の場合は契約者）が海外渡航される場合にはご注意ください。
- <2>復活
海外渡航中は医的診査ができないため、約款の定めにかかわらず、告知書による復活のみのお取扱となります。
従って、復活可能期間についても、約款の定めにかかわらず一部制限が生じることとなります。
被保険者の方（こども保険の場合は契約者）が海外渡航される場合にはご注意ください。
- <3>自動更新
自動更新日の3か月前に、事前に「海外渡航届」でご指定いただく代理人の方の住所に、案内書類をお送りします。自動更新を拒否される場合には手続きが必要となります。
- <4>代理人の方の変更
(1) 「改姓名」「別の方に変更」となる場合には、あらためて別紙「海外渡航届」をご提出ください。
(2) 「住所変更」は、代理人の方からの電話でお受けすることが可能です。
- <5>その他
(1) いずれの手続きにも、請求書類への契約者の自署が必要です。
また被保険者の同意が必要な手続きには、あわせて被保険者の自署が必要です。
(2) 解約返戻金等のお支払いは日本国内の銀行口座に限ります。海外送金はお取扱していません。

5. 長期間渡航される場合のお手続き

所定の保険種類にご加入のお客さまが、長期間海外に渡航され、税法上の居住地国が変わる場合は、変更後の居住地国等を届け出ていただく必要があります。居住地国が変わられましたら、4ページの「特定取引に関する届出書【保全用（個人）】」とパスポート写し等本人確認書類をご提出ください。対象となる保険種類は、【対象の保険種類】をご覧ください（海外から海外に居住地国が変わられた場合もご提出が必要です）。

また、**米国に長期間渡航され、米国納税義務者になられた場合は、全保険種類において別途書類をご提出いただく**必要があります。米国納税義務者になられた場合は、カスタマーセンターまたは取扱営業店までご連絡くださいますようお願いいたします。

【対象の保険種類】		
・養老保険 ・養老保険特約が付加された契約 ・一時払終身保険（選択型・無選択型）	・一時払変額保険（終身型） ・変額保険（有期型）	・個人年金保険 ・連生収入保障保険

6. 帰国後のお願い

保険契約の通信先住所を、代理人の方から契約者ご本人の住所へ変更するお手続きが必要です。
また、税法上の居住地国を海外に変更されているお客さまは、日本への変更を届け出ていただく必要もあります。
帰国されましたら、必ずカスタマーセンターまたは取扱営業店までご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先のご案内

お問い合わせは、カスタマーセンターフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター>	
■国内からのご利用	
各種お手続き・お問い合わせ	0120-563-506（通話料無料）
住所変更、保険料控除証明書再発行、口座変更、改姓名、受取人変更、保険証券の再発行、契約者貸付、解約などのお手続き、契約内容の確認、満期保険金・生存給付金・各種年金等のお問い合わせ	
保険金・給付金請求ダイヤル	0120-528-170（通話料無料）
入院・手術・通院給付金、死亡保険金などのご請求受付、お問い合わせ	
（※）女性のお客さま専用の保険金給付金請求ダイヤルもご用意しています。 保険金給付金請求のお手続き・お問い合わせについて、女性オペレーターが対応いたします。 0120-528-208（通話料無料）	
■IP電話からのご利用	03-6741-2071（通話料はお客さま負担になります）
■海外から国際電話のご利用	+81-3-6741-2071（通話料はお客さま負担になります）
海外からおかけになる場合で、音声ガイダンスのボタン選択ができない場合は、そのまま切らずにお待ちください。しばらくするとオペレーターにつながります。	
受付時間（日本時間） 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。)	

※各種お手続き依頼、お問い合わせにつきましては、代理人の方もしくは契約者ご本人さま（保険金・給付金の請求は受取人さま）からお願いいたします。また、お手元に保険証券をご用意のうえご連絡ください。なお、「海外渡航届」でご指定いただいた代理人の方からは、ご案内の「**2. 海外渡航前の準備とお手続き**」、<1>お手続き「海外渡航届」ご提出のお願いに記載している「海外渡航届」で代理人の方へ委任いただく事項についての問い合わせを承ります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3 損保ジャパン霞が関ビル

ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp>

特定取引に関する届出書【収納保全用（個人）】

SOMPOひまわり生命保険株式会社 宛

本書面は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の規定に基づき、お客さまの税法上の居住地等を確認させていただいたためのものです。

【宣誓文言】

私は、本届出書に記載された情報を確認し、私の知る限り、記載内容が真実・正確・完全であることを宣誓します。また、記載事項に変更が生じた場合、速やかに「特定取引に関する届出書」を再提出することに同意します。

1 お客さま情報

氏名	【自署】	届出日	(西暦) 年 月 日
証券番号		生年月日	大正 平成 昭和 令和 年 月 日
日本国内の住所	<input type="checkbox"/> あり (右欄に住所を記入→)	(〒	—)
	<input type="checkbox"/> なし		
税法上の居住地	<input type="checkbox"/> 日本国への納税のみ (変更を届け出ない場合) → <input type="checkbox"/> 1 を記入		
	<input type="checkbox"/> 日本国への納税のみ (変更を届け出る場合) → <input type="checkbox"/> 1 と <input type="checkbox"/> 3 を記入		
	<input type="checkbox"/> 日本国以外への納税あり (変更を届け出ない場合) → <input type="checkbox"/> 1 と <input type="checkbox"/> 2 を記入		
	<input type="checkbox"/> 日本国以外への納税あり (変更を届け出る場合) → <input type="checkbox"/> 1 と <input type="checkbox"/> 2 と <input type="checkbox"/> 3 を記入		

2 現在の税法上の居住地(納税地国)

※該当する居住地(納税地国)が複数ある場合は、【別紙】にもご記入ください。

※該当する居住地(納税地国)がアメリカの場合は、「米国納税義務者等についての確認書」もご提出ください。

居住地国名			
居住地国での住所			
外国納税者番号	<input type="checkbox"/> あり (右欄に外国納税者番号を記入→)	外国納税者番号	
	<input type="checkbox"/> なし : A) 居住地国が納税者番号を発行していない		
	<input type="checkbox"/> なし : B) 納税者番号を現在提供できない (右欄に理由を記入→)	理由	
	<input type="checkbox"/> なし : C) 居住地国の法律により納税者番号の取得または提供義務がない		
日本国内の住所と居住地国が異なる理由			

3 税法上の居住地国の変更を届け出る場合、ご記入ください。

以前の居住地国名	
----------	--

営業店受付日	本社担当者

【別紙】

特定取引に関する届出書【収納保全用（個人）】

SOMPOひまわり生命保険株式会社 宛

本書面は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の規定に基づき、お客さまの税法上の居住地国（納税地国）が複数ある場合にご提出いただくものです。

2 現在の税法上の居住地国（納税地国） ※2か国目

※該当する居住地国（納税地国）がアメリカの場合は、「米国納税義務者等についての確認書」もご提出ください。

居住地国名		
居住地国での住所		
外国納税者番号	<input type="checkbox"/> あり（右欄に外国納税者番号を記入→）	外国納税者番号
	<input type="checkbox"/> なし :A) 居住地国が納税者番号を発行していない	
	<input type="checkbox"/> なし :B) 納税者番号を現在提供できない （右欄に理由を記入→）	理由
	<input type="checkbox"/> なし :C) 居住地国の法律により納税者番号の取得または提供義務がない	
日本国内の住所と居住地国が異なる理由		

2 現在の税法上の居住地国（納税地国） ※3か国目

※該当する居住地国（納税地国）がアメリカの場合は、「米国納税義務者等についての確認書」もご提出ください。

居住地国名		
居住地国での住所		
外国納税者番号	<input type="checkbox"/> あり（右欄に外国納税者番号を記入→）	外国納税者番号
	<input type="checkbox"/> なし :A) 居住地国が納税者番号を発行していない	
	<input type="checkbox"/> なし :B) 納税者番号を現在提供できない （右欄に理由を記入→）	理由
	<input type="checkbox"/> なし :C) 居住地国の法律により納税者番号の取得または提供義務がない	
日本国内の住所と居住地国が異なる理由		

営業店受付日	本社担当者

SOMPOひまわり生命保険株式会社 宛

本書面は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の規定に基づき、お客さまの税法上の居住地国等を確認させていただいたためのものです。

【宣誓文言】

私は、本届出書に記載された情報を確認し、私の知る限り、記載内容が真実・正確・完全であることを宣誓します。また、記載事項に変更が生じた場合、速やかに「特定取引に関する届出書」を再提出することに同意します。

1 お客さま情報

氏名	【自署】 向日葵 太郎	届出日	(西暦) XXXX 年 XX 月 XX 日
証券番号	XXXXXX - XXX	生年月日	大正 平成 昭和 令和 XXX 年 XX 月 XX 日
日本国内の住所	<input checked="" type="checkbox"/> あり (右欄に住所を記入→) (〒 XXX - XXXX) <input type="checkbox"/> なし	東京都 千代田区 X-X-X	
税法上の居住地	<input type="checkbox"/> 日本国への納税のみ (変更を届け出ない場合) → ① を記入 <input type="checkbox"/> 日本国への納税のみ (変更を届け出る場合) → ① と ③ を記入 <input type="checkbox"/> 日本国以外への納税あり (変更を届け出ない場合) → ① と ② を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 日本国以外への納税あり (変更を届け出る場合) → ① と ② と ③ を記入		

2 現在の税法上の居住地(納税地)

※該当する居住地(納税地)が複数ある場合は、【別紙】にもご記入ください。

※該当する居住地(納税地)がアメリカの場合は、「米国納税義務者等についての確認書」もご提出ください。

居住地国名	シンガポール		
居住地での住所	#05-12, 10 XXX Street, S0123456, SINGAPORE		
外国納税者番号	<input checked="" type="checkbox"/> あり (右欄に外国納税者番号を記入→)	外国納税者番号	国によって桁数や文字の組み合わせは異なります
	<input type="checkbox"/> なし : A) 居住地国が納税者番号を発行していない	A1234567B	
	<input type="checkbox"/> なし : B) 納税者番号を現在提供できない (右欄に理由を記入→)	理由	
日本国内の住所と居住地国が異なる理由	<input type="checkbox"/> なし : C) 居住地国の法律により納税者番号の取得または提供義務がない 複数の国に居住し、時々日本に帰国しているため		

3 税法上の居住地国の変更を届け出る場合、ご記入ください。

以前の居住地国名	イギリス
----------	------

営業店受付日	本社担当者

【別紙】

特定取引に関する届出書【収納保全用（個人）】

記入例

SOMPOひまわり生命保険株式会社 宛

本書面は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の規定に基づき、お客さまの税法上の居住地区（納税地区）が複数ある場合にご提出いただくものです。

2 現在の税法上の居住地区（納税地区） ※2か国目

※該当する居住地区（納税地区）がアメリカの場合は、「米国納税義務者等についての確認書」もご提出ください。

居住地区名	香港		
居住地区での住所	Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong		
外国納税者番号	<input checked="" type="checkbox"/> あり（右欄に外国納税者番号を記入→）	外国納税者番号	国によって桁数や文字の組み合わせは異なります
		12345678	
	<input type="checkbox"/> なし : A) 居住地区が納税者番号を発行していない		
	<input type="checkbox"/> なし : B) 納税者番号を現在提供できない （右欄に理由を記入→）	理由	
	<input type="checkbox"/> なし : C) 居住地区の法律により納税者番号の取得または提供義務がない		
日本国内の住所と居住地区が異なる理由	複数の国に居住し、時々日本に帰国しているため		

2 現在の税法上の居住地区（納税地区） ※3か国目

※該当する居住地区（納税地区）がアメリカの場合は、「米国納税義務者等についての確認書」もご提出ください。

居住地区名	イギリス		
居住地区での住所	# 101-104, Piccadilly, London, W1J 123456JT, U.K.		
外国納税者番号	<input type="checkbox"/> あり（右欄に外国納税者番号を記入→）	外国納税者番号	国によって桁数や文字の組み合わせは異なります
		A1234567B	
	<input type="checkbox"/> なし : A) 居住地区が納税者番号を発行していない		
	<input checked="" type="checkbox"/> なし : B) 納税者番号を現在提供できない （右欄に理由を記入→）	理由	取得申請中のため
	<input type="checkbox"/> なし : C) 居住地区の法律により納税者番号の取得または提供義務がない		
日本国内の住所と居住地区が異なる理由	複数の国に居住し、時々日本に帰国しているため		

営業店受付日	本社担当者